

音更町広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、広告掲載することにより、町の新たな財源を確保し、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体次に掲げる町の資産のうち、広告の掲載又は掲出が可能なものをいう。

ア町が発行する広報紙及び刊行物

イ町のホームページ

ウ町で使用する封筒その他印刷物

エ町の財産

オその他広告媒体として活用できると認められる町の資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告の掲載又は掲出をすることをいう。

(3) 部長等 音更町行政組織規則（平成11年音更町規則第14号）に定める部長及び出納室の室長音更町教育委員会行政組織規則（平成11年音更町教育委員会規則第2号）に定める部長並びに各委員会（教育委員会を除く。）又は監査委員の事務局長をいう。

(広告の範囲)

第3条 広告掲載は、町の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明なもの

(10) 虚意の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの

(11) 比較広告

(12) 懸賞広告

(13) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(14) その他町有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないとして認められるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別記のとおりとする。

(広告媒体の決定)

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、広告掲載を行う広告媒体を所管する部長等が決定するものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料、掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体を所管する部長等において定めるものとする。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告掲載の募集方法は、原則として、公募により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公募による応募者の数が募集の数に満たない場合において、広告掲載基準に適う広告掲載をしようとするもの（以下「広告主」という。）を選定し、直接、広告掲載の依頼を行うもの
- (2) 広告掲載の募集等にかかる業務を広告代理店に委託して行う方法によるもの
(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別記様式）に広告原案、デザイン案その他の掲載を行おうとする広告の内容がわかるものを添えて、町長に申し込むものとする。

- 2 広告原稿案、デザイン案等は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。
(広告掲載の審査及び選定)

第8条 町長は、前条の申込みが複数あったときは、本要綱等に定める広告掲載の範囲及び基準に適合するもののうちから、先着順、抽選その他の広告媒体に応じてその都度定める方法により選定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めたときは、広告媒体の性質等に応じて別に定める基準により選定することができる。
- 3 町長は、広告の選定にあたり必要があると認めるときは、あらかじめ第10条第1項の音更町広告審査会の審査に付するものとする。
- 4 町長は、前3項の規定により広告主を選定したときは、第6条に規定する申し込みを提出したものに、その結果を通知するものとする。

(審査会の組織)

第9条 広告媒体に掲載する広告を審査し、又は助言するため、音更町広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員長は企画財政部長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、企画財政部秘書広報課がその職務を代行する。
- 5 審査会の委員は、企画財政部秘書広報課長、企画財政部企画課長、企画財政部財政課長、総務部総務課長、経済部商工観光課長及び教育委員会生涯学習部生涯学習課長をもって充てる。
- 6 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する事務を所管する課長を臨時の委員として加えることができるものとする。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議は、委員長が召集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、企画財政部秘書広報課において処理する。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容その他掲載された記事（以下「広告の内容等」という。）に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてについて権利処理が完了していることを町に対して保証するものとし、第三者から、広告内容等について苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。